

有田市デジタルプラットフォーム構築業務に係る

企画提案説明（プロポーザル事業）実施要領

有田市経営管理部総務課

概 要

当市においては、防災アプリや母子手帳アプリ、健康増進アプリなど様々な分野でのデジタルサービスを展開しているが、それぞれが連携しておらず利用者 ID も異なっている。このような状態のまま各分野での DX を進めても、各サービスを利用するために別々の ID/パスワードを作成し管理する必要が生じたり、同じ情報を何度も登録したりと、利用者にとって利用しづらい状況となる。特にデジタルサービスの利用を不得意とする高齢者等においては、上記の状態ではサービスの利用率が低くなると予想される。

また、上記のような行政分野におけるデジタルサービスだけでなく、市内の事業者・団体においてホームページや SNS 等を活用し発信している情報を含め、市内の地域情報を集約したポータルサイトが存在せず、市民は自らインターネットで調べ情報を取得する必要がある。特にデジタルサービスの利用を不得意とする高齢者等はこのような情報を取得することができずデジタルデバインドが拡大する恐れがある。

このような課題を解決するために、スマートシティアーキテクチャに準拠した都市 OS を構築し、市民ポータルと連携させることで、様々な地域情報がパーソナライズされたかたちで受け取れるサービス（有田市デジタルプラットフォーム）を実装する。

また、将来的には防災アプリや電子母子手帳アプリ、健康増進アプリなど既存アプリと都市 OS を連携させ、各アプリの利用者情報の統合やサービスの拡張を実現することで、あらゆる市民がデジタルによる便益を享受できるサービス展開を実現する。

1.対象業務

有田市デジタルプラットフォーム(データ連携基盤)の構築業務

有田市デジタルプラットフォーム(市民ポータル)の構築業務

2.業務概要

都市 OS 及び市民ポータルの構築

3.履行期間

契約日から令和 6 年 2 月 2 9 日まで

4.購入金額

構築に係る費用は、都市 OS 分が 50, 490 千円以内、市民ポータル分が 29, 502 千円以内（いずれも消費税および地方消費税含む。）とする。

保守に係る費用は5カ年の保守を想定し、年額の上限は、都市 OS 分が構築に係る費用の20%以内、市民ポータル分が構築に係る費用の10%以内とする。

ただし、本事業が総務省の補助事業「地域課題解決のためのスマートシティ推進事業」の交付決定以後に契約を締結するものとする。また、交付決定を受けなかったときは、契約を締結しない場合がある。

5.本業務に係る仕様書

有田市デジタルプラットフォーム(データ連携基盤)の構築業務仕様書及び有田市デジタルプラットフォーム(市民ポータル)の構築業務仕様書を照査すること。

6.参加申出について

(1) 公告方法

有田市ホームページへの掲載による。

(2) 参加申出の方法

電子申請

(3) 申出期限

令和5年8月4日(金)

(4) 添付書類

ア 委任状（別記第1号様式）

（支店等に参加手続等の委任を行う場合）

イ 市町村税完納証明書（発行後3ヵ月を経過していないもの）又は市町村税にかかる直近2年分の納税証明書（法人市民税、固定資産税、軽自動車税等）

※支店等に入札等権限の委任を行う場合、受任者の営業所の所在地の証明書を提出すること。

ウ 登記簿謄本（いずれも発行後3ヵ月を経過していないもの）

エ 使用印鑑届出書（別記第2号様式）

※令和5年4月1日時点で有田市物品・役務一般（指名）競争入札参加者名簿に登載されている者は、ア～エの添付を省略することができる。

7.企画提案書について

電子データ(PDF形式、A4規格、縦横不問)で作成すること。

内容については、下記の通りとする。

- ・会社概要 組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等、業務概要など）
- ・当該業務の実施体制（人事部門、経理部門、業務管理部門など）

- ・経理部門において総勘定元帳および現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していることの有無
- ・人事部門において労働者名簿、出納簿および賃金台帳等の労働関係帳簿を整備していることの有無
- ・「8.企画提案の内容」に記載のある事項
- ・「9.事業内訳書（見積書）」に記載のある事項

8.企画提案の内容

- (1) 本事業に関する概要
 - ・当市の強みや課題を踏まえた、本業務を通じて目指す将来像
 - ・他団体での導入実績
- (2) セキュリティ対策
 - ・不正アクセスを防止するためのセキュリティ対策
 - ・他のデジタルサービスと連携する際のセキュリティ対策
- (3) スケジュール・プロジェクト管理
 - ・要件定義から運用開始までの各フェーズにおけるスケジュール管理
- (4) サポート体制
 - ・平常時及び障害発生等の緊急時における人員体制、対応内容
 - ・プロジェクト担当者における他自治体での実績
- (5) 都市 OS 構築業務における提案内容
 - ・他のデジタルサービスとの連携に対する容易性
 - ベンダーロックインを防止するための配慮
 - 本市が運用している既存サービスとの連携に関して、実現可能性の向上及び事業費の低減につながる工夫
 - ・「アーキテクト」としての役割と活動範囲
 - 本市のスマートシティの取組における中心的な役割（アーキテクト）としての知見
 - 本市のスマートシティの取組において、市内関係者を巻き込み綿密に連携するための体制
 - ・市民目線でのサービス展開に対する考え方
 - 市内関係者を巻き込むことができる市民参加の仕組み及びサービス展開
 - 他自治体での先行取組事例やユースケースを参考とし、本市の地域課題と照らし合わせたサービス展開の展望及び方向性
 - ・都市 OS の継続性及び資金的持続性に対する考え方
 - 都市 OS の利活用拡大など、都市 OS の継続性に対するビジョン
 - 都市 OS の資金的持続性に対するビジョン
- (6) 市民ポータル構築運用における提案内容
 - ・ポータルの利便性向上及び魅力向上に対する工夫
 - アクセシビリティに対する考え方と、あらゆる利用者が利用しやすいサイト構

築・デザインを実現するための具体的手法

→利用者の属性に即し、地域の様々な情報を利用者への確に発信する具体的手法

→コンテンツの追加や更新において、誰もが簡単に操作できるようにするための具体的手法

・地域情報(行政情報・店舗情報・イベント情報等)を持続的に更新していくための手法

→掲載するコンテンツの収集方法における市内関係者の巻き込み方など地域情報を網羅するための創意工夫

→コンテンツを持続的に更新していくための具体的な方針及び手法

・次年度以降の市民サービス分野におけるサービス展開の提案

→利用者増加のためのプロモーション支援における創意工夫

→本市の既存の取組やデジタルサービスにおける、次年度以降の市民ポータルとの連携による効果

※次年度以降の提案については、その実施を確約するものではない。

9.事業費内訳書（見積書）

本業務の実施に必要な経費を計上すること。

保守費用については、5ヵ年の保守を想定し、年額で記載すること。

また、労務費における数量については人日で記載すること。

初期費用 (構築費用)	調査費、設計費、機器に係る購入及び保守費、ソフトウェアライセンス購入費、システム構築費、データセンター利用に伴う仮想基盤・回線の初期費など
保守費用	システム及びネットワーク監視・保守費、データセンター利用に伴う仮想基盤・回線利用費、ソフトウェアに係るメーカー保守費、運用サポート費など

10.企画提案書の提出期限

令和5年8月10日(木) 17時

11.企画提案書の提出場所

郵便番号 649-0392

和歌山県有田市箕島50番地

有田市経営管理部総務課デジタル推進室

12.企画提案書の提出方法

当市にて用意するオンラインストレージサービスを用いた提出とするため、提出の準備ができ次第当市に連絡し、アップロード用 URL を受領すること。

提案書提出に係る受領書等は、事前に用意しないので、必要であれば任意で用意すること。

13.参加資格

本件企画提案に参加できるものは、以下記載の要件（資格および条件）を全て満たすことを前提とする。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- イ 国税、地方税の滞納がないこと。
- ウ 会社更生法第17条に基づき、更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- エ 民事再生法第21条第1項に基づき、再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- オ 破産法第18条第1項又は第19条に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- カ 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員の構成員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (エ) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 上記（ア）から（オ）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- キ 参加申出時において、本市の指名停止を受けていないこと。
- ク 参加申出後、委託業者決定までの間においても参加資格条件を満たすこと。
- ケ 過去5年間、情報漏えい等の情報セキュリティに関する事項について、判決により罰金、和解金の支払いが無いこと。
- コ 提案者は、当市に事業所又は営業所を有すること。又は、本事業開始に際し当市に事業所（営業所）を開設すること。
- サ 提案者は、本事業開始に際し新たに設置予定である(仮称)「有田市スマートシティ推進協議会」の会員となり、市内事業者や団体と密に連携し、当市の地域課題の解決に向けて、市民ポータルを活用によるサービス展開を持続的に提案・支援すること。
- シ 過去5年間において、本事業と同様のポータルサイトの構築実績を有すること。
- ス 未上場かつ創業から15年以内であること。
- セ 参加申出時にプロダクト(サービス含む)を市場に提供しており、履行期間中に地域へのサービス実装が実現できること。
- ソ 発行済株式の総数の1/2超を常時雇用する従業員数が500人以上の企業(以下「対象外企業」という。)に保有されている企業、又は発行済株式の総数の2/3以上を複数の対象外企業に保有されている企業のいずれにも該当していないこと。
- タ 保守について、滞りなく迅速な対応が可能となるような体制を整えていること。

14.最優秀企画提案の決定および評価方法

提案に対する審査及び最優秀企画提案の決定は下記の通り実施するものとする。また、提案者が1者のみであった場合においても、その提案内容が優秀であるか審査するため、同様に審査するものとする。

① 一次審査（4者以上の提出があった場合）

提案書の提出があった者（以下「提案者」という。）を対象に、企画提案書のみで審査し、上位3者程度を選定する。

各提案者に対し、令和5年8月18日（金）までに一次審査の可否並びにプレゼンテーションの開始時間及び開催場所を通知する。

その際、たとえ提案者からの求めであってもその者の順位及び採点結果は公表しない。ただし、本プロポーザルを実施後、本業務委託契約を締結した後においては、各提案者に対してのみ、参加者の総数及びその者の順位及び採点結果を開示することができる。

② 本審査

一次審査にて選定された者を対象に、下記日程でヒアリングを行う。

出席人数は、3名までとし、本業務を実際に担当する者(アーキテクトとして地域内で活動する予定である者)が1名以上必ず出席すること。

関係者以外の出席は一切認めない。

当日の資料配布は認めない。ただし、提案書に記載のある内容の範囲内であれば、この限りではない。

プレゼンテーションの時間は、説明40分以内、質疑応答30分以内を予定しているが、提案者数により変更する場合がある。

プレゼンテーションに必要な機器類は提案者が持参すること。ただし、スクリーンについては本市で用意する。

プレゼンテーションは非公開とする。

プレゼンテーションへの出席は、Web会議システムを用いたオンライン形式も可とするが、現地での出席者は1名以上とし、Web会議システムの利用に必要なPC等の機材・ネットワーク回線等は提案者が用意すること。また、オンライン形式の場合における出席者は、現地での出席者を合わせて5名まで可とする。

開催日 令和5年8月28日（月）（予定）

場 所 別途通知する

15.評価項目、評価委員および決定方法

①企画提案資料を各評価委員が総合的見地から評価する(350点満点)。

②評価した点数を合計し、得点が最も高い事業者に決定する。

ただし、得点が最も高い事業者の評価点数が210点未満であった場合はこの限りではない。

受託業者を選定するにあたり、有田市デジタルプラットフォーム構築業務に係る企画提案説明審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、本事業における次の各号に掲げる事項について、別に定める事業計画評価基準表に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。

- (1) 提案書等提出された書類の審査
- (2) プロポーザルの評価および受託業者の選定

委員会は、委員8人以内で組織し、その委員は市長が任命する。

評価項目は、事業計画評価基準表のとおりとする。

結果については、自社の得点および最高点を後日通知する。

組織に対して、個別に訪問し事業説明等の営業活動は差し控えること。判明した場合、**失格**となる場合がある。

16.本事業における質疑応答

質問：企画提案説明参加申出受領後、令和5年7月28日（金）正午まで電子メールにて質問を受け付ける。（E-mail：joho@city.arida.lg.jp）

回答：令和5年8月1日（火）までに市ホームページにて公開する。

回答公開時間は事前に定めない。

17.その他留意事項

企画提案に必要な費用は、すべて事業者の負担とする。

参加申出後の辞退を可とするが、当市にその旨を書面（様式は任意、電子データ(PDF形式)でも可）で届け出でなければならない。

提出のあった各提案書は、一切返却しない。

審査結果の異議申立ては、一切受け付けないものとする。

本企画提案説明は、優先交渉権者を選定するものであり、仕様並びに価格等について協議のあと、導入に至るものとする。したがって、選考結果が必ずしも導入を保証するものではないこと、並びに提案どおりの内容および価格での導入を保証するものではない。

本企画提案説明終了後も、本件に係る全ての守秘義務は継続するものとする。

18.担当および問い合わせ先（執務時間内での対応を厳守してください）

郵便番号 649-0392

和歌山県有田市箕島50番地

有田市経営管理部総務課デジタル推進室

担当（正）デジタル推進室 長岡

担当（副）デジタル推進室 岩田

電話：0737-22-3745（直通）

FAX：0737-82-1725（代表）

E-Mail：joho@city.arida.lg.jp